

異動取引一覧表

預金種類毎に以下の事由があった場合、最終異動日等が更新されます。

預金種類	法定の異動事由	当金庫が認可を受けている異動事由								
		通帳※1			証書			ご預金残高の照会	ご契約内容の変更	お客さま情報の変更
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越			
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> ・お引出し（出金取引） ・お預入れ（入金取引） ・お振込みの受入れ ・お振込みによる払出し ・口座振替等の事由による債権額の異動（当該預金等に係る利子等の支払に係る入金を除く） ・手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求 ・預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求め 	○	○※2	○	—	—	—	残高証明書の発行依頼 インターネットバンキングによる残高照会※7	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号の変更※5 ・マイナンバーの届出（変更を含む） ・死亡の届出※6 ・バンキングアプリの契約、変更、解約※8 （普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金に限る）
普通預金		○	○※2	○	—	—	—	A T Mでの残高照会※3 残高証明書の発行依頼 インターネットバンキング、バンキングアプリによる残高照会※7	キャッシュカード発行、再発行、暗証番号変更、利用限度額変更※4	
貯蓄預金		○	○※2	○	—	—	—	A T Mでの残高照会※3 残高証明書の発行依頼 バンキングアプリによる残高照会※7	—	
納税準備預金		○	○※2	○	—	—	—	残高証明書の発行依頼	—	
定期預金		○	○※2	○	○	○	○	残高証明書の発行依頼 バンキングアプリによる残高照会※7	取引店の変更（移管）	
積立式定期預金		○	○※2	○	—	—	—	残高証明書の発行依頼	取引店の変更（移管）	
通知預金		○	○※2	○	○	○	○	残高証明書の発行依頼	取引店の変更（移管）	
定期積金		○	○※2	○	—	—	—	残高証明書の発行依頼 バンキングアプリによる残高照会※7	取引店の変更（移管）	
外貨預金	休眠預金等活用法の対象ではございません。									
財形預金										
譲渡性預金										
マル優扱い預金										

(注) 総合口座取引（普通預金、定期預金を組み合わせた商品）については、1つの科目（口座）に対して上記いずれかの異動事由が発生すると、全ての口座の最終異動日が更新されます。

(注) 上記において、ご預金残高の照会のうち「残高証明書の発行依頼」とお客さま情報の変更のうち「住所、氏名、電話番号の変更」、「マイナンバーの届出（変更）」、「死亡の届出」については平成31年4月8日以降に発生した取引に限ります。

※1：当座預金の通帳とは「当座勘定入金帳」（入金専用）のことです。

※2：通帳に未記帳の取引が無い状態であっても記帳取引を行う場合、異動取引に該当します。

（納税準備預金、定期預金、積立式定期預金、通知預金、定期積金の通帳で未記帳が無い場合の記帳取引は、平成31年4月8日以降に発生した取引に限ります。）

※3：他行（金庫）のA T Mを利用した残高照会も異動取引に該当します。（他行A T Mの取引は平成31年4月8日以降に発生した取引に限ります。）

※4：キャッシュカードの利用限度額とは「振込利用限度額」及び「支払限度額」のことあり、お客さまからの申出による変更に限ります。

※5：法人や任意団体等の場合は商号の変更や代表者の変更が含まれます。

※6：相続人からの申出に限ります。

※7：インターネットバンキング、バンキングアプリによる残高照会は令和6年5月14日以降に発生した取引に限ります。

※8：バンキングアプリの契約・変更・解約は令和6年5月14日以降に発生した取引に限ります。